

（午前10時35分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、12月議会の一般質問として、次の項目を通知しております。

1、木下市長に対する次期市長選への出馬要請。

2、民生委員選任手続きの合理化、適正化への提言。区長任せの現行制度の欠陥について。

3、市営住宅入居者の連帯保証人の責任と、市当局の対応の問題点。場当たり、事なかれ、先送り体質の改善。

4、元警察官の生活指導員の常駐の必要性について。現場の生徒、教師の悲鳴は届いているか。

5、市の文書について。横文字や片仮名の乱用を控えよであります。

まず、1番については、木下市長が勇退を表明されたので、出馬要請ではなく、私が出馬をお願いした理由を少し述べさせていただきます。

木下市長は、17年6月の市長就任以来、今日まで市の柱として誠心誠意市民のために職責を果たしてこられました。

中でも特筆すべきは、市の財政基盤を強化するため、若者の職場を確保するために企業誘致を政策の柱として進めてこられたことです。

炎天下でも、寒風吹きすさぶ酷寒の中でも、職員の先頭に立った積極的にトップセールスを行い、今日まで25社と進出協定を結び、そ

のうち既に15社が操業済みで、雇用者数も転入者を含め270名にのぼっております。

また、橋本市の生命線ともいえる国道371号バイパスは、和歌山県側は完成が間近であり、大阪側を含む仮称新紀見トンネルに、平成27年度の着工にめどをつけたことも大きな業績であります。

ほかに項目だけをピックアップすれば、各地区に防災、減災のために自主防災組織を立ち上げたこと。困難を極めた広域ごみ処理場の建設にも大きく貢献したこと。ごみのリサイクルの事業の立ち上げを推進したこと。コミュニティバスの運行を開始したこと。各施設のバリアフリー化を進め、また橋本駅、林間田園都市駅のエレベーター設置にも尽力したこと。橋本市保健福祉センターの建設。また、学校や公共施設の耐震化。中学校給食の実施。あやの台小学校の開校など、ほかにもたくさんありますが、省略させていただきます。

私が、木下市長に来るべき市長選に出馬を要請しようとした理由は、次のとおりであります。

確かに高齢ではありますが、政治家として私心のない真面目さ、誠実さと、長年誠実に政治家として立派な業績を残してこられた経験から身につけられた本物の政治家としての勘、見識、洞察力、決断力は群を抜いていると確信しております。

この総合力を、ぜひまた市民のために生かしていただきたいと判断しましたが、昨日の市長の決断を伺い、私も重く受けとめさせていただきますと思います。

かくなる上は、任期を充実して全うされることをお祈り申し上げるとともに、今後もお

元気で、橋本市の発展のために大所高所よりご指導くださいますよう、心からお願い申し上げる次第であります。

次に、民生委員選任手続きの合理化、適正化への提言。区長任せの現行制度の欠陥について伺います。

民生委員法第1条は、民生委員の任務として、民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとするであります。

しかし、区長の中にも人権意識の低い人もいる可能性があります。また、振興団地で1年任期で交代する区長に、適切な民生委員を選べというのが、そもそも無理な話ではないでしょうか。

この問題を今まで取り上げなかったこと自体が、慣れ合い、事なかれ、場当たり、先送りの典型ではないでしょうか。改善策をお示し願います。

次に、市営住宅入居者の連帯保証人の責任と、市当局の対応の問題点について伺います。

連帯保証人が、突然高額滞納家賃の支払い請求を受ける場合があります。これは、市当局の重大な管理上のミス、全て連帯保証人の責任として負担させる極めて理不尽な行為であり、法律上も道義上も許されるべきではないと考えます。

現在の市営住宅滞納家賃につき、実態の概要をお示し願います。

次に、常駐の元警察官の生徒指導員配置の必要性について。現場の生徒、教師の悲鳴が届いているのかを伺います。

1、常駐の元警察官の生活指導員の配置を要求してきた学校は何校ありますか。教育委員会はどのように対応されるのですか。

2、教師は本来教師の仕事でないことまでも担当せざるを得ない実態がありますが、ど

のような問題があり、どう解決しようとされていますか。

最後に、市の文書につき、横文字や片仮名が多く、市民に読んで理解していただくという文書の目的、表示の趣旨からして不合理だと思います。

一例を挙げれば、消防署の車にやたらと英語やローマ字が多く見られますが、そうしなければならぬ何かの義務があるんですか。また、英語やローマ字を使うことにより、どんな利益があるのですか。

これで、第1回目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君の質問項目1、木下市長に対する市長選挙への出馬要請に関する質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員には、私の進めてきた事業を評価していただき、誠にありがとうございます。また、真摯な、そして熱い支持を語っていただき、深く感謝をいたします。

しかし、私は辻本議員にも答弁をさせていただきましたとおりに、出馬しないと決めておるわけでごさいますして、振り返りますと、私は昭和50年に旧橋本市議会議員に当選させていただいて以来、40年近くにわたり政治家として活動をさせていただいてまいりました。

市議会議員で5期ちょうど20年、県議会議員では3期10年、市長として2期と8カ月、8年余りというような形で、振り返りますと、本当に皆さんとともに取り組みをさせていただきまして、いいことばかりじゃございません。大変つらいこともございました。

福祉・教育のまちづくりを掲げまして、県北東部の玄関口にふさわしい、紀の川中流域の中核都市として、住みよい活力みなぎるまちづくりを目標に歩んでまいりました。

福祉の集大成ともいべき橋本市保健福祉センターも完成しまして、市民の多くが福祉センターへ寄っていただいて、そして体力づくりだとか健康管理、いろいろと取り組んでおることを見させていただきまして、大変喜んでおるわけでございます。

また、あやの台の小学校の新設をはじめ学校関係の整備もほぼ目途がつかしました。

企業誘致も順調に推移しておりまして、私の思いを描く橋本市に少しずつ近づきつつあると考えております。

この企業誘致も、やはり職住近接のまちづくりということで、近くに働く場所をとということも大事であるんですが、市としましては、やはり後々法人市民税をいただいて、それでそのことが、またいろいろな事業で今までの起債の償還に充てていけるものと、私は思っております。

ほんで、このツケは先々の者に負わさないというんですか、今の企業誘致でだいたいかじ取りがうまくいけば、それでやっつけられるものと、私は見ておるわけでございます。

こうしたいろいろの思いがあるわけでございまして、こうした多くの困難を乗り越えてきたのも、市議会議員の皆さんとの本当に話し合いによるものでございます。

やはり市長というのは、議員の皆さんとの車の両輪ということであらなければ、どちらが傾いても、橋本市はうまく前進はしないものと考えておるわけでございます。

私は、来年4月1日までが任期でございますものですから、この間につきましては、全力で行政と取り組んでまいりたいと考えておるわけでございますので、議員各位におかれましても、今後とも橋本市の発展にご尽力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、松浦議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）市長、どうもありがとうございました。また今後ともご指導、ご鞭撻、議会に対してもどうぞよろしくお願い致します。

1番、これで終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、民生委員の選任手続きに関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（枅谷俊介君）登壇〕

○健康福祉部長（枅谷俊介君）民生委員改選は、全国的に3年に1度行われており、今年が改選年のため12月7日委嘱伝達式が行われます。

橋本市では、4月の区長理事会において12月における民生委員一斉改選の説明を行い、8月の区長理事会において民生委員の推薦の依頼を行いました。その後、9月3日に橋本市民生委員推薦会を行い、9月10日に和歌山県知事宛てに推薦しました。区長、自治会長の皆さまのご尽力により、158名全員、厚生労働大臣により委嘱を受けることができました。

さて、従来から地域の実情を一番よく知っておられる区長、自治会長の皆さまに推薦をいただいておりますが、住宅開発地が増え、全国的に隣近所のつき合いが希薄になりつつあり、その上民生委員の業務が多様化し、複雑化しており、全国的に都市部を中心に定数の確保が厳しくなっているのが現状です。

このような中、本市の多くの区にあっては、区長、自治会長が民生委員と連携をとり、人選にあたっていただいております。中には区長、自治会長と民生委員が懇親会を持たれている区もあると伺っています。

しかしながら、民生委員の推薦について万

全を期すため、推薦のお願いの中で民生委員の役割や適任者についてお話をさせていただき、現任者の意見もお聞きいただいた上で選任いただくようお願いをさせていただきました。

また、どうしても人選ができないときは、市としましても関係各課の協力を得て紹介をさせていただいていますが、ほとんどの地域において適切な人選をいただいております、1人の欠員も出すことなく選任を終えたところで

次の3年後の改選を見据え、一例として区長、自治会長が人選を進める中でアドバイスを求められた場合は、単位地区民生委員協議会会長、そのほかの民生委員が、アドバイザーとしてバックアップするような体制づくりが必要ではないかと考えています。

今後、民生委員協議会で意見を集約した上で、橋本市区長連合会とも協議し、連携を深めていきたいと考えています。今後も住民の福祉向上をめざして検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）なかなか大変な中の話なんですけれども、それでは、区長が適切な人を選べるということを前提としているんですけども、今まで民生委員で、これは不適當じゃないかと、とんでもないやというような人がいたということも、現実には私は何っております。

広い橋本市で157人民生委員がおるとすれば、区長単独で自分の気に入った人とかそういう人だけを選ぶ可能性も十分ありますし、また今、市のアドバイスあるいはほかのアドバイスと言われますけれども、アドバイスなんか必要ないよと、おれは自分で決めるんだ

と言えたら、適切な人でなくても通るという話でしょ。

これについて、民生委員の社会的使命ということを考えれば、それで果たしていいんでしょうか。区長だっていろんな区長がおるんですから、その辺のところを考える余地はありませんか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枅谷俊介君）私どもとしましては、区長につきましては、適正に民生委員を選ぶように努力をさせていただいていると感謝をしているところでございますが、一部そういうこともあるかもわかりません。一部の地域で、意思の疎通がうまくいっていないこともあるかもわかりませんので、先ほど答弁させていただきましたように、3年後の区長の推薦に向けて体制づくりと。区長と民生委員の中で協議をさせていただいて、議員がおっしゃられたようなことが今後ないように、体制づくりとしてきちっとした体制を協議の上でできるようにということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）例えば名前を挙げて、おれが、あの人、生活保護をもらえるようにしてやったんだと言う民生委員がおるんですよ。プライバシーをきっちり守らなければならないにもかかわらず、そういう人がおると。そういう人が入ってこないような何らかの担保する制度というのが、制度的に必要じゃないですかね。

また、いろんな生活相談をされたときに、それをほかに口外して、あんなこと言われたと。この人に相談できるはずがない。あれが民生委員かと嘆いている市民がいっぱいおりますよ。

そういう中で、民生委員に世話になるというのは、やっぱり社会的な弱者とか大変な人

が多いんです。それで、必要だったらアドバイスをあげますよと。今までどおりと何も変わらないじゃないですか。

押し問答になるから、これ以上言いませんけども、市当局として民生委員の社会的使命、責任、職務の内容を考えたときに、もっと適切な人を確実に出てくるようにせんと、区長任せではだめじゃないですか。区長だって、人権意識のない人もいるんですからね。それは、議員でも一般社会でも同じですよ。そういう人に3年間も地域の大事なことを任せる人を選ぶ、フリーハンドで選ばせるということに、何ら矛盾を感じない。今までそれを放置してきて、不適切な民生委員がおったということは、やはり直視してもらいたいですね。

私の今の意見に対してどうですか、お考えは。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）本年度の民生委員、児童委員の最高決定機関であります民生委員推薦会の中で、本年度、区長と民生委員の連携を強化して、区長にだけご苦労をかけるのではなく、市からの情報だけでなく、民生委員サイドからも区長に情報を提供させていただいて、区長の民生委員、児童委員の選任について協力していくべきだというご意見が出まして、そういう意味もございまして、先ほど答弁させていただいたように、区長との連携を図って適正な民生委員の推薦という体制づくりをしていきたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）民生委員にいろんな人がなりますので、その教育ということもやっぱり研修というか、きっちりやってもらわんと、民生委員で何するかわからん人でもなっている人が多いらしいので、その辺もきっち

り教育するようにお願いします。

次の質問をお願いします。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目3、市営住宅入居者の連帯保証人の責任と市当局の対応の問題点に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）市営住宅入居者の連帯保証人の責任と市当局の対応の問題点についてお答えします。

本市市営住宅の入居手続きとして、橋本市市営住宅設置及び管理条例により、2人の連帯保証人を設定していただくこととしています。

連帯保証人の責任は、入居者に対する指導への協力及び家賃、共同施設の修繕費用、退去時の現状復帰費用、退去時の残存物の処理費用等で、入居者が支払わない場合にこれを保証することを、入居手続き時に提出していただく請書において示しています。

滞納整理業務については、主債務者である入居者に対し、納付指導を行うことを基本としていますが、悪質案件については、連帯保証人にも連絡しながら滞納解消に取り組んでいるところです。

滞納整理業務については、今後、取り組むべき課題も少なくなく、その一つとしてよりきめ細かな業務を執行する観点から、滞納者及び連帯保証人に対する早期の取り組みにも注力していく必要があると考えています。

連帯保証人への対応に関し、事案によっては連帯保証人等との信頼関係を壊すだけの結果に終わることも懸念されるため、一定の業務基準の設定や配慮等が必要と考えます。

今後、連帯保証人への対応方法も含め、より適正な住宅管理業務に向けて取り組んでまいります。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）滞納の額の分布と、それから滞納期間の長短の分布について、概要を説明をお願いします。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）24年度決算ベースで申し上げます。

現在のところ、市営住宅には681戸の入居をされておられます。その入居者のうち、滞納が発生しておりますのが85件でございます。

20万円以下の滞納額の方が47件、20万円から50万円未満が11件、50万円から80万円未満が17件、80万円から100万円未満が7件、100万円以上の滞納が発生しておりますのが3件でございます。このうち、最大の滞納月数は104カ月となっております。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）済みません。うまく聞こえなかったんですけど、最大の滞納期間の4カ月……。

〔「104カ月」と呼ぶ者あり〕

○1番（松浦健次君）104カ月。

まず、連帯保証人になる人は、自分になるとしたら、50万円、100万円とかそういう責任を自分が負わんなんと、それも覚悟してなるんでしょうかね。

私は、それはないと思うんですよ。といいますのは、橋本市市営住宅設置及び管理条例第43条第1項第2号は、入居者が家賃を3カ月以上滞納したときは、市長は当該市営住宅の明け渡しを請求することができるという規定があるんですね。そういう規定と、もろもろ総合的に判断して、むちゃくちゃな滞納はされないだろうと。橋本市もきちんとしてくれるんだろうと思って、連帯保証人になると。

最大で1年とか1年半ぐらいで何とかそこ

ぐらいの腹はくくっておると思うけど、2年分、3年分とか5年分も、この3カ月以上滞納した場合には明け渡し請求してくれるんだと。しかし、市だから多目に見ても半年とか1年以内ではちゃんとしてくれるだろうと。やることやってくれるだろうと。そういう中で、連帯保証人になるん違いますかね。いかがですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）連帯保証人の立場になってみますと、議員のご指摘のどおりの見解になるということも十分考えられます。

結果としまして、3カ月以上になりまして、具体的に明け渡し等の手続きは現在のところ行っておりません。それは、いわゆる民間住宅と違いまして、やはり住宅困窮者の方、所得が低い方の受け皿として市営住宅というものを設置しておりますことから、規則はそうであっても、やはり入居者の立場に立ってお話し合い等で少しでも滞納の解消をさせていただくというところから始めますので、結果として、規則どおりに粛々とはなっておりません。

この点が甘いと言われれば甘いんですけども、やはりそういった受け皿としての公共住宅というところから、そういった対応をしております。その結果としまして、連帯保証人の立場の方から見ますと、自分とこへ来たときには、え、こんだけも膨らんどんかいということで驚かれる方も現におられると思います。

今後といたしましては、そういったことにも鑑みまして、連帯保証人の方の立場になってみますと、やはりきめ細かく連帯保証人のほうへ状況等の説明が必要になってくるのかなど。その上で、入居者に対しても、やはり甘いと言われるかわかりませんが、公共住宅という使命にも鑑みて、どの程度で粛々

と手続きを進めていくかということも見据えながら、きめ細かな話し合いを続けていきたいなど、連絡等をしていきたいと考えます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私、甘いと言っていないんですよ。怠慢だと言うんですね。

3カ月連続して滞納したと。あるいは半年滞納したときには、連帯保証人に、連帯保証人になっていただけたけれども、この人はこれだけ滞納しているんです。あんたからちょっと言うていただけませんかとか、そういう努力をすべきで、そういうことをやらないで、いっばいたまったと。これ払え、あんた、連帯保証人にやると。それは、むちゃくちゃな話だと、私は思いますよ。

世間相場では、連帯保証人あるいは何でも保証人になった人には、あの人は約束違反しているんや、保証人、あんたから言うて下さいよ、うちも困っているんやという話で大概は解決して、連帯保証人の立場から、私も困るよ、払ってくれよとちゃんと言うてもらうたら、払うケースというのはいっぱい出てくるん違いますか、早い段階で。

そういうことをやっていない。どうせ連帯保証人に責任をとらせたらいいんだと。そういういざごぎに首を突っ込むのはかなわんと。役所の怠慢じゃないんですか。不誠実、その辺は、僕は厳に改めてもらわんと具合悪いと思うんです。

例えば今の訴訟になっている話でも、これはそういう連帯保証人に対して連絡もしないで、弁護士6人分の費用も払えと。124万円も請求しているんでしょ。これは、自らの自己責任、自己の怠慢から生じた責任をも連帯保証人にあわせて、しかも弁護士にも払えと。

保証人になった人は一般市民、弁護士立て、市役所と頑張ろうかと、なかなかそうい

うことは無理ですよ。

やっぱりきちんと経緯を、みんな一般人が納得できるような形で解決してもらわんと、木で鼻をくくったような形で、私はこの訴状を見ましたよ。これはひどい話で、自らの過失によって、あるいは怠慢によって生じた損害までも連帯保証人に負えと。弁護士6人、並べて、この責任も訴訟費用も負えと。むちゃくちゃな話だと思うんですけど、建設部長、どうですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）9月議会において、訴訟の提起をさせていただいた案件だと仮にしますと、それまでの経過としまして、連帯保証人等へのお話し合いもいろいろ続けさせてもらい、その結果として最終的に訴訟の提起をさせていただいたところでございます。

ということで、全く連帯保証人と何の接触もなしに訴訟に至るということはございません。

しかし、議員おただしのように、それまでもう少し、そこまで膨らむまでにきめ細かな対応ができとったんかということになりますと、恐らくは議員ご指摘のとおり、連帯保証人との連携を取り合ったのは、相当月日がたってからではないかなと思いますので、今後につきましては、連帯保証人との連携についてはなるべく早期の段階で情報の共有等、あるいはご協力のお願ひ等は進めてまいりたいと考えます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）連帯保証人のところへ上がってきたときには、67万円ということだったらしいですよ。それについて、みんな連帯保証人に責任を負いなさい。訴訟費用まで負いなさい。役所の怠慢を棚に上げて、自己責任とも言うべきものまで訴訟で勝とうと、取り上げるということがおかしいと、僕は言

っているんですよ。

何の接触もなく訴訟したということ、僕は言っているんじゃないです。接触はしてくれましたけども、とき既に遅いと、むちゃくちゃ遅いと。悪代官みたいなことを、やっぱりやらんほうがいいですよ。いかがですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）いわゆる不作為によって、連帯保証人にその責を求めるということになりますと、これは職権の濫用ということになりますので、その辺は十分心得た中で対応していきたいと思えます。

ただ、今回の件につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、連帯保証人と協議を進めた段階では相当膨らんでおりましたが、今後につきましては、なるべく早い機会から保証人と連携をとりながら、情報の共有もしながら、そういったことの極力ないように努めてまいりたいと思えますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）よろしくお願ひします。

まだあるんですよ、この件について。入居の承継、入居者が死亡したときに、それ以外の方が契約を引き継ぐためには、市役所、市長の承認が要ると。そうでなかったら、契約は承継しませんよと、市営住宅設置及び管理条例施行規則第12条にあるんですわ。

入居者が亡くなったときに、きっちりそこにおける相続人、同居人に対して、これから契約当事者はあんたですよということは、きっちり言うてませんよね。やっぱり決められた規則はきっちり守っていかなあかんと思えますよ。その辺、どうですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）入居者名義の方が亡くなられて、ご家族の方なりに承継するという事案は、年間数例発生します。そういっ

た場合に、市のほうとしましても、やはりまずは入居の承継の手続きをしていただくようにお話をさせていただきます。

今回のこの件につきましても、そういったところから入居の承継の手続き等のお話し合いもすべく、いろいろ連絡はとったんですけども、なかなか十分な連絡がとれずに、結局承継をせずに至ったという経過であると聞いておりますので、まずは、議員おただしのように入居者名義の方が亡くなった場合については、極力円満にそのまま住んでいただけるような手続き等については、窓口で対応させていただいておるつもりでございます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それがやっていないという話ですわ。そのときに、連帯保証人の話にまた戻るんですけども、連帯保証というのは、役所と連帯保証人の契約ですよ。誰を保証するかって、入居者ですよ。入居者を保証するかどうか、連帯保証人がこの人だったら私は保証できるというて保証するんですよ。継続するときに、連帯保証人の承諾を得ているんですか。

そうでなくて、例えば継続したときに、連帯保証人が、私、この人の連帯保証人になったと違うよと。あの人は信用できんから、そんなんは困るよと。それ、言い分ですよ。当然言いたいですよ、連帯保証人になったら。

そういう人たちの連帯保証人の保護のためにも、その辺の契約のやり直しというか、やらんと具合悪いと思うんですけども、そんなことはきっちりやっておられますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）今回のこの件に関しましては、入居の継承という手続きが、結果的にできておりませんので、議員おただしの連帯保証人の方につきましては、いわゆる

亡くなられた方の名義の段階で連帯保証人になられたんだと考えております。

それで、現在入居なさっておられるというか、一応中に家財等を置かれる方は、いわゆる入居のそういう権利を持っていない方でございますので、これにつきましては、訴状の中でも滞納ということではなくて、それ以降については損害金という形で訴訟をさせていただいておりますので、そこは切り分けて対応していらっしゃるつもりでございます。

ただ、議員おただしの趣旨は、あくまで建物に対する保証というよりは、人に対する保証ということですので、当然継承がなされる段階では、今後につきましては、入居者が変わられるときに、請書についてもそういった説明も含めた中で、そのまま連帯保証人としてしていただくのか、手続き上可能であれば連帯保証人の交代も可能であるかにつきましては、弁護士とも相談してその辺の法的手続きもにらんだ中で対応していければ対応していきたいと考えます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私が今申し上げているのは、連帯保証人は被保証人が変われば、連帯保証人の責任というのはそこで切れるという話で、今の話だけじゃなくて、それを一般論として今までそういうことをやってきたかどうかと。もしやってこなかったら、これからやってくださいよという話なんですよ。いかがですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）過去における実態は全て把握しておりませんが、議員おただしの趣旨というのは、あくまで人を信用して連帯保証人ということになるのであれば、その人が承継の中で変わられるのであれば、当然連帯保証人についても見直すべきであろう、あるいはその辺の了解を得た上で継続すべき

であろうというご趣旨かと思っておりますので、その点につきましては、法的な背景もございませぬので、今後弁護士とも相談して、極力連帯保証人に誤解のないように、あるいは過剰な負担のならないような方法を考えていきたいと考えます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）その点は納得しました。

今まで連帯保証人の責任で回収したという事例は、何件ぐらいありますか。

それと、踏み倒されたと、連帯保証人に対する責任追及しないで踏み倒されたというのは、金額としてどんなものですかね。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）連帯保証人にある程度のご負担をいただいたという事例の件数を具体的に上げることは、現在できません。ただし、連帯保証人にそういうふうなお助けをいただいたという事例は、現にございます。

それから、いわゆる不納欠損処理を本市のほうはまだしておりませぬので、結果的に債権放棄というところまで行っておりませぬが、退去者の中で、現にまだいまだに回収できずに滞納が残っておるのもございませぬので、これはなかなか回収するのは厳しいですけども、そういう意味で、不納欠損処理はしておりませぬので、まだ手続き上は踏み倒されたという結果にはなっておりませぬ。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）担当者というか、そこでおった人が、連帯保証人の責任なんか問うたこと、ほとんどないですよと言っているんですよ。

ということは、担当者が時々変わると。難問、いざごどというか事なかれで丸くおさまって、次の人に渡したらええよと、それが送り送られてこういう状態になつとる話でね。やはり責任あるいは法の執行についても、き

っちりとやっついていかんと、もう債権として不納欠損していないというだけでとれない、回収できないというのがたくさんあるんじゃないんですかね。

その辺のところを、責任感の欠如というか職務意識の欠如というか、先ほどの連帯保証人に対して、今、あなたの保証しているこの方は、家賃がこれだけたまっているんですよということを全然連絡していないということ自体も、そういう責任感とかの欠如ですわ。

これから、私が今まで厳しく申し上げた点をそしゃくしていただきまして、必ず改善に結びつけていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）先ほどご報告させていただきましておとり、滞納件数も相当な件数が発生しておりますし、確かに議員おただしのような結果的に先送り、事なかれという形の中でここに至っておるということでございますので、すぐに全てを解消ということにはなりません、少なくとも議員おただしの趣旨を踏まえ、改善に取り組んでいきたいと考えます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。よろしく申し上げます。

以上で、この質問について終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目4、元警察官の生徒指導員配置に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）元警察官の生徒指導員配置の必要性についてお答えします。

9月市議会一般質問において答弁して以後、9月の学校長会議で、橋本中学校の取り組みについて情報提供を行いました。また、スク

ールサポート事業の必要性について、各学校で協議を行っています。

その結果、来年度に向けてスクールサポーター事業を取り入れたいと2校から報告を受けています。スクールサポート事業ではありませんが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、非常勤講師等の配置希望についても、現在集約しているところです。

スクールサポート事業については、平成26年度事業として、県教育委員会へも要望を提出していく予定をしています。

また、スクールソーシャルワーカー等についても、県教育委員会に要望を提出し、今年度以上の配置が実現するよう交渉していきたいと考えています。

各学校においては、児童生徒の発達にかかわる課題、いじめ、虐待、問題行動、不登校、家庭の教育力等、さまざまな課題が山積しています。学校だけでは解決が難しいケースが増えている現状です。

このような課題に対し、教育相談センター、スクールカウンセラー、こども課、青少年センター、学校教育課、ケースによっては和歌山県子ども・女性障害者・相談センターの協力も得て、それぞれの機関の専門性を生かした連携を大切にしながら、学校が中心となって課題解決にあたっています。

スクールサポート事業についても、これらの解決手段の一つとして、効果的に機能する場合は取り入れていきたいと考えています。

また、平成25年6月に公布、9月に施行されたいじめ防止対策推進法で、いじめ問題対策連絡協議会の設置が望まれています。そこで、この協議会を、いじめだけではなく、先ほど述べましたさまざまな教育課題に対し、専門的な見地から助言や支援をいただける専門家チームとして機能するよう組織していきたいと考えています。

これらの取り組みは、子どもの成長を保障し、子どもも教師も、そして学校を取り巻く大人も含め、学校が生き生きと学べる場にすることを目的としたものです。

しかし、子どもたちを取り巻く課題により、その実現がかなっていない状況があります。その課題を一つ一つ取り除き、目的の実現をめざすためには、子どもと教師、教師と保護者等の関係づくりが欠かせません。

そのために、課題の根っこに共感しつつ、学習指導だけでなく、しっかりとした学級づくりを行わなければなりません。このことを支援するために、各学校が求める人的支援、専門的見地からの助言等を今後も行っていきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いろんな能力を最大限に発揮して総合的に頑張っておられるということは、大変心強いと思います。

私が申し上げたいことは、中学校で二つ手は挙げたと。一つは橋本中学校で、もう一つは、ちょっと私、もう言わんほうがええと思うんですけども、そこでは中学校が手を挙げたということは、来年しんどいぞという話ですよね。来年しんどいぞということは、その子どもたちが、今、小学校がしんどい思いをしているという話ですよね。

そのしんどい思いでどういうことかと具体的に言えば、いろんなことが考えられるでしょうけども、授業がちゃんとできないとか、いじめとか、あるいは先生方のご心労、たくさんあると思うんです。

そういうことであるならば、私が前回の議会で申し上げたように、初期対応が大事やと。健康管理でも早期発見、早期治療と。あるいは消火の場合でも初期消火、捜査の場合でも

初動が大事やという初めの頃に対応を適切にしておれば、それはそれで効果が非常に高いというのが経験則で、みんなの認めるところなんですけども、そうだとすれば、そういう子どもたちがおる、大変な思いをしている被害者というのは、周りで授業を受けられない、あるいは怖い思いをしながら学校へ行っている。あるいは授業をできない。先生がその子のために振り回される。放課後もそうだと。家にも行かんなん。先生の苦勞ということが、昔と比べても大変な量、質と思うんです。

それに対して、昔と同じような対応はもちろんしておられないと思うんですけども、それなりにやったとしても、やっぱり次、中学校、気づけてよ、大変やでと言わんなんような厳しい現実があるとすれば、今までのやり方が果たして万全だったかということをお反省していただいて、小学校のときから生徒指導のそういう常駐の方をつけるとかいうことも考えていただいているのではないかと。

私は、学校へ先生が行くのに、朝起きて、もうおれかなわん、行きたくないけど行かんなんとか……。

○議長（石橋英和君）松浦議員、もう一問残っております。時間的調整お願いします。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。そういうことで、やはり指導員を適切につけるということは、小学校自体も考えていいんじゃないかと思うんですけども、厳しいそういう現実を見たときに、ほかに方法はないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）ご指摘のとおり、今子どもたちが抱える課題ってさまざまなものがあって、さまざまな対応が子どもたちの姿として現れてきてございます。

そういう子どもたちの状況に対して、例え

ば国のほうではスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーであるとか、学校を支える、保護者を支える、あるいは先生を支える、そういう仕組みもかなり整ってきてございます。

本年度橋本市教育相談センター、かなり学校訪問を重ねる中で、そういった課題に対する対応も支援している状況もございまして、青少年センターの指導主事も学校訪問を重ねる中で、そういった学校のさまざまな課題に対応するような支援もしてございます。

それでもまだまだ不十分であるという状況を十分理解しております。そういうことを踏まえた上で、今後学校に対してどんな支援が必要であるのか。人的支援なのか、中身の問題なのか、そのあたりも十分協議しながら、学校と協力しながら、支援体制の充実に努めていきたいという願いは常に持っておりますので、またご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございました。

それでは、質問もできないかもわかりませんが、答弁のほうをお願いします。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目5、市の文書における横文字や片仮名の乱用に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（北山茂樹君）登壇〕

○総務部長（北山茂樹君）市の文書について横文字や片仮名の乱用を控えることについてのご質問にお答えします。

市民と行政の意思疎通に欠かせない重要な手段となるのが公文書です。公用文が正確な文章であることは、意思を伝達するために当然必要なことですが、単に誤りがないというだけでは十分とは言えません。市民の皆さま

にわかりやすく、読みやすい文章になるように心がけることが大切であると考えています。

議員おただしの市の文書において横文字や片仮名の乱用を控えよというご指摘についてですが、国立国語研究所が平成18年3月までに発表した外来語言い換え提案によると、外来語を用いる場合、その語の理解度が一定の水準に達していなければ、それはまだ十分に定着していない外来語であり、わかりにくいと指摘されています。同研究所では、理解度の基準を4人に3人を超える理解があれば、十分に定着しているとされています。

本市においては、市民の皆さまに発信している文書として、広報紙、各種案内文、ホームページなどがあります。これらの公用文については、読みやすく、親しまれる文書になるよう常に心がけているところです。

片仮名やローマ字で書かれた外来語、外国語などは、新聞、雑誌、テレビなどで数多く使われ、本市の広報紙などでも使用場合があります。その際には、例えば高齢者の福祉や介護に関する内容では、特に高齢者に配慮した表現を用いるとともに、多くの人を対象とする内容においても、一般になじみの薄い専門用語を不用意に使わないように注意しています。

しかしながら、外来語、外国語の使用については、読み手のわかりやすさに対する配慮よりも、書き手の使いやすさを優先してしまった部分も一部あったのではないかと思います。

今後も、市民の皆さまによりわかりやすく読みやすい、そして親しみのある文章の作成に心がけていきますので、ご理解をお願いします。

○議長（石橋英和君）消防長。

〔消防長（大谷 明君）登壇〕

○消防長（大谷 明君）消防車及び救急車の

車体の表示に関するおただしについてお答え
します。

消防車及び救急車の車体の表示については、
日本語で橋本市消防本部、ローマ字でH A S
H I M O T Oや英語でR E S C U E及びA M
B U L A N C Eの文字を併記しております。

現場の活動で、特に支障になることはありません。また、日本語表記もしているので、
特段問題はないと考えています。

このようなことから、車体の表示について
は、橋本市消防本部ということがよりわかり
やすいように配慮しながら、日本語、ローマ
字、英語での併記をしていきたいと考えてい
ます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君の一般質
問は終わりました。